

第2章

第6節－2 雨水浸透阻害行為の対策 工事の計画

第6節－2 雨水浸透阻害行為の対策工事の計画

[担当：建設緑政局河川課]

[がけ地の立地指導担当：まちづくり局宅地審査課]

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的にしています。

国土交通大臣は、この法律に基づき、平成17年4月1日に鶴見川流域を特定都市河川流域として指定しました。これに伴い、鶴見川流域では、この法律の雨水浸透阻害行為の許可の規定により、許可事務が行われています。

1 雨水浸透阻害行為の許可とは

川崎市内の特定都市河川流域（鶴見川流域）内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（以下、「雨水浸透阻害行為」という。）で、行為を行う土地の面積が1,000m²以上のものをしようとする者は、あらかじめ、川崎市長の許可を受けなければなりません。

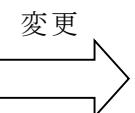
- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装
- (3) 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為
 - ア ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - イ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）

<雨水浸透阻害行為の例>

- ・「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地

〔流出係数 小〕
【山地】 【林地】
【耕地】 【原野（草地）】
【締め固められていない土地】



「宅地等」に含まれる土地

〔流出係数 大〕
【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

例) 農地を駐車場へ改変

- ・土地の舗装

・排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置

・ローラー等により土地を締め固める行為

例) 原野を資材置場に改変

(注意) 「宅地等」：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

2 対策工事の計画について

許可を受けるための対策工事の計画では、当該行為区域で基準降雨（10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨）の強度の降雨が生じた場合においても、流出雨水量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置が必要です。

3 鶴見川流域に該当するか否かの確認について

鶴見川流域については、幸区、中原区、高津区、宮前区及び麻生区の一部地域が該当します。川崎区と多摩区には該当地域はありません。

鶴見川流域の範囲は、国土交通省京浜河川事務所のホームページ(※)で御覧になれます。

4 申請手続きについて

申請手続きについては、建設緑政局河川課へお尋ねください。

5 雨水貯留施設の容量計算について

雨水貯留施設（調整池）の容量は、電子計算システムにより計算します。計算システムは、国土交通省水管理・国土保全局のホームページ(※※)からダウンロードすることができます。

6 雨水貯留施設や雨水浸透施設が設置できない場所

[担当：まちづくり局宅地審査課]

(1) 雨水貯留施設が設置できない場所

第2章第6節6 「雨水流出抑制施設が設置できない場所」に依ります。

(2) 雨水浸透施設が設置できない場所

第2章第5節2 (8) 「雨水浸透ます2号型の設置条件」に依ります。

※国土交通省京浜河川事務所HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

※※国土交通省水管理・国土保全局HP

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

$\langle M \in M_O \rangle$